

第1章



計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景・趣旨

わが国の少子高齢化は急速に進んでおり、21世紀半ばには、国民の約3人に1人が65歳以上の高齢者、約5人に1人が75歳以上の後期高齢者という未曾有の高齢社会を迎えることが予測されています。

高齢化の進展に伴い、寝たきりや認知症などによって介護を必要とする高齢者が一層増加することが見込まれる一方で、“団塊の世代”がまもなく高齢期を迎えることから、今後は団塊の世代の生活様式や考え方などを踏まえた施策の展開が求められています。

こうした状況の中、平成18年3月に策定した「今治市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、予防重視型システムへの転換を目指し、地域包括支援センターを中核とした総合的な介護予防システムの確立に努めていますが、依然として介護給付費は増加を続けています。

40歳以上74歳以下の人には、特定健康診査の実施によりメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防に取り組み、また、65歳以上の高齢者には、心身の状態や日常生活の状況を把握し、健康と生活機能の維持を目的とした生活機能評価を行うなど、介護予防の重要性は、ますます高まっています。

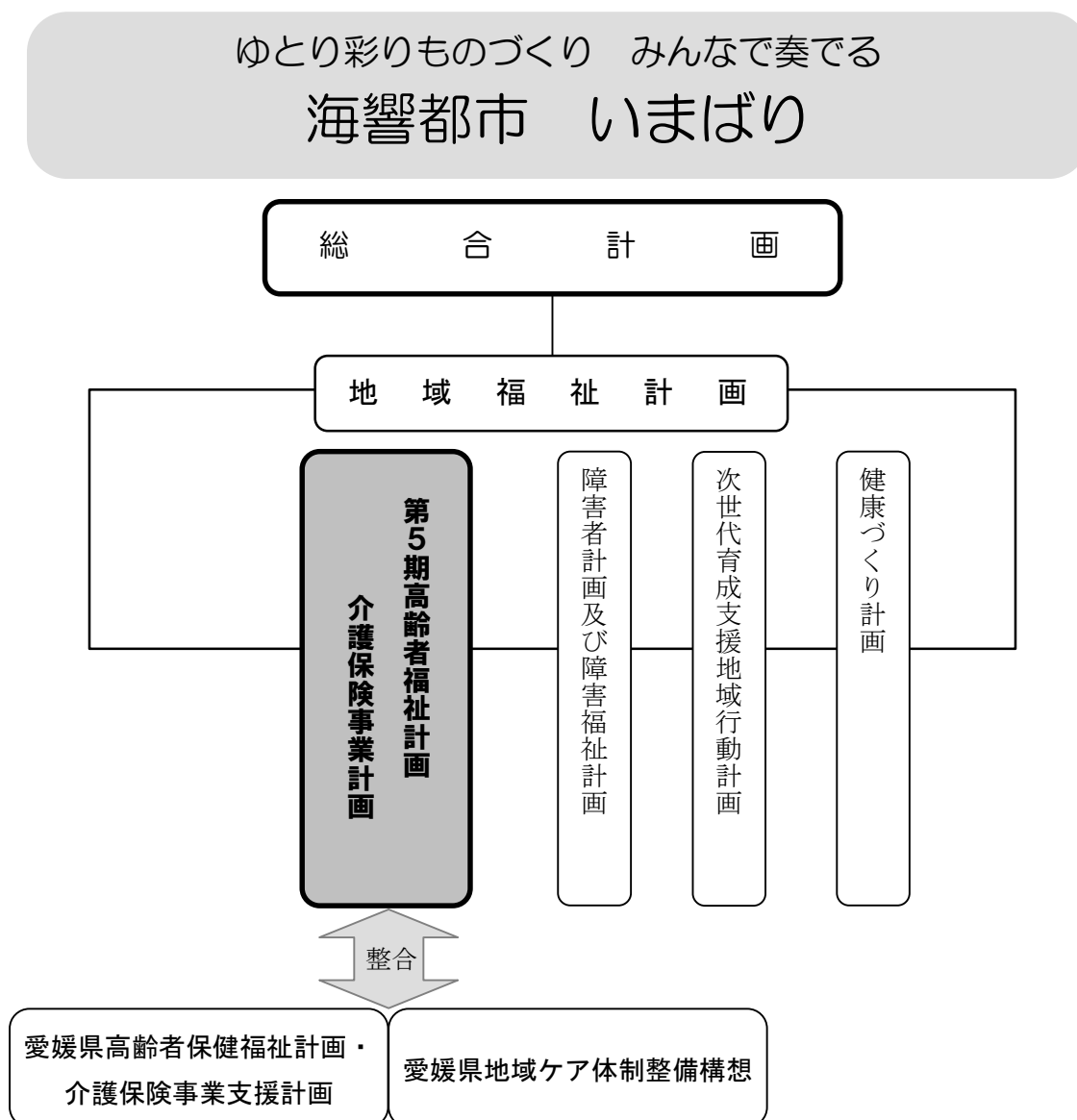
今後は、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯も増加し、見守り需要の急激な高まりが予測される中、介護や支援が必要な状態になっても、高齢者ができる限り住み慣れた地域の中で安心して生活を継続できるよう、地域での見守りサービスの充実など、将来的な高齢者の介護などのニーズや社会資源の状況に即した地域包括ケア体制の整備を重点的に進めることが重要となっています。

本計画は、本市における介護保険事業及び高齢者福祉施策の基本的考え方や目指すべき取り組みを総合的かつ体系的に整理したものです。

2 計画の性格・位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく高齢者福祉計画と、介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するものです。「今治市総合計画」及び「今治市地域福祉計画」を上位計画とし、「今治市障害者計画及び障害福祉計画」、「今治市次世代育成支援地域行動計画」などとの整合を図りながら策定しました。

また、愛媛県の「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画」、「愛媛県地域ケア体制整備構想」との整合を図りました。



3 計画の期間

本計画は、平成 24 年度を初年度とし、平成 26 年度を目標年度とする 3 年間を計画期間とします。

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
								目標年度
第 3 期高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画								
		平成 26 年度を 見据えた見直し						
			第 4 期高齢者福祉計画 介護保険事業計画					
					平成 26 年度を 見据えた見直し			
						第 5 期高齢者福祉計画 介護保険事業計画		

4 計画の策定体制

社会全体で高齢社会に対する取り組みを行っていく必要があるため、本計画の策定にあたっては、事務部局によるワーキンググループを設置し、資料の収集・作成及び検討を行いました。

また、行政機関内部だけでなく学識経験者や医療・保健・福祉関係者、介護サービス事業者で構成された「今治市介護保険運営協議会」において審議され、その提言を計画に反映させています。

